

エネルギー・GX産業立地政策の論点

令和6年10月3日
内閣官房 GX実行推進室

日本の産業政策（産業立地・産業構造転換）の変遷①

■ 当時の時代認識、産業構造、制約となったエネルギー事情から、産業構造・立地に係る政策を整理（※）。

※通産省等の過去の公表資料や『戦後日本の産業立地政策』（根岸裕孝著）を参照

1960年代

▶時代認識

高度成長期(基礎素材型中心)

- ✓ 貿易主義により戦後復興から経済自立
- ✓ 10年間で国民の所得を倍増

1970年代

列島改造論期

- ✓ 高い経済成長を活用した社会保障向上
=『成長と福祉の好循環』

1980年代

構造調整期(加工組立型中心)

- ✓ 円高を受けた内需主導型経済への転換
- ✓ 重厚長大から知識集約型産業への転換

▶主な産業立地政策・法律

~ 1960	貿易主義（輸出入を通じた成長）を選択 （ 主なエネルギー源が輸入の石油 となる） ※鉄鋼・造船・化学薬品・加工処理（石油精製・ゴム・セラミックス・医薬品）・重電機（タービン・発電機・発電所）等が主力
1960	池田内閣による「国民所得倍増計画」実現のため「 太平洋ベルト地帯構想 」が発表 （既に投資が集中している、 石油等の原材料輸入適地への工業集積 ） → 雇用・所得の地域間格差の発生
1962	全国総合開発計画、新産業都市建設促進法 ： 地域間の均衡ある発展のための工業分散
1964	工業整備特別地域整備促進法 ： 立地・開発状況が優れた地域の一層の発展
1969	新全国総合開発計画 ： 高速交通ネットワークの整備と大規模工業開発の推進による土地利用偏在性の解消

1972	田中角栄による「 日本列島改造論 」が発表 ： 高度経済成長による公害問題や過密・過疎問題を、さらなる高成長によって拡大した経済力をもって解消する狙い
1972	工業再配置促進法 ： 過密地域から過疎地域への工業移転推進 → 規制と誘導（支援）による移転措置を検討（課税による規制は強い反対を受け見送り）
1973	工場立地法 ： 工場立地が環境の保全を考慮 → ある水準以上の規模の工場を新增設する場合、生産施設に面積制限を課すほか、緑地面積の確保を義務づける

1973 ・ 1979	オイルショックによる高度経済成長の終焉 → 資源制約・原油価格高による産業構造転換 ※自動車・エレクトロニクス・精密機械産業の成長
1983	高度技術工業集積地域開発促進法 （テクノポリス法） ： 工業集積が著しい地域以外の地域への高度技術産業の誘致・集積形成
1988	地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（ 頭脳立地法 ） ： ソフトウェア業・情報処理サービス業・自然科学研究所等の特定事業の集積促進
1992	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 （ 地域拠点法 ） ： 地方の都市機能・居住環境の向上による大都市圏からの移転促進（産業適正配置）

▶立地政策の方向性

基礎素材産業の臨海部集中による
地域格差是正のための国土利用の再編成

公害、過密・過疎問題解決のための
産業立地の都市圏から地方への移転・分散

国土の均衡ある発展を目指した
知識集約型産業の地域中心の発展 2

日本の産業政策（産業立地・産業構造転換）の変遷②

1990年代

▶時代認識

構造改革期(グローバル化)

- ✓ 規制緩和による経済の活性化
- ✓ 中央集権から地方分権への移行

▶主な産業立地政策・法律

-	バブル崩壊・円高・グローバル化に伴う 生産拠点の海外移転 → 国内産業の空洞化の懸念
1997	特定産業集積の活性化に関する臨時措置法 ：地域の産業集積に係る技術の高度化や新分野への進出等を促進
1998	<u>21世紀の国土のグランドデザイン</u> ：多自然居住地域の創造、大都市リノベーション、地域連携軸の展開、広域国際交流圏の形成により多軸型国土構造を目指す <u>地方分権推進計画</u> ：地方公共団体による地域の自立を目指す
1999	<u>新事業創出促進法</u> ：創業や企業の設立、中小企業の新技術を利用した事業活動を促進し、地域の産業資源の活用と地域産業の自立的発展を目指す

▶立地政策の方向性

グローバルな産業競争力獲得に向けた国内の高付加価値産業創出のための地域産業集積

2000年代

地方分権改革期

- ✓ 「官から民」「国から地方」を戦略とした地方分権・規制改革

-	地方に立地していた製造業の海外流出やサービスの拡大等に伴う 東京一極集中 →三位一体の改革等の 地方分権改革の推進
2001	<u>産業クラスター計画</u> ：地域の強みを生かした新産業が創出される内発型の発展を目指す
2002	<u>構造改革特別区域法、都市再生特別措置法</u> ：特定の地域における経済構造改革や地域の活性化、居住環境の向上を推進
2005	<u>中小企業新事業活動促進法</u> ：日本の産業資源を活用した創業・新商品生産、新技術を用いる中小企業の活動促進
2007	<u>企業立地促進法</u> ：地域の特性・強みを活かした企業立地の促進等による産業集積と活性化の推進

都市・地域の再生、構造改革と地域産業集積の高度化

2010年代

日本再興期

- ✓ 大震災からの復興、少子高齢化からの回復・イノベーションの加速

-	特に地方での若者の流出・過疎化にみられる 全国的な労働人口の減少・高齢化 、2011年東日本大震災からの復興と 日本経済の回復
2013	<u>日本再興戦略</u> ：成長への道筋として3つのアクションプランを打ち出し、KPIや期限、内容を提示。 (産業クラスターの形成による地域企業群の活性化について明言)
2017	<u>地域未来投資促進法</u> ：地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果をもたらす事業の促進に向けた地方公共団体の取組を支援。
2019	<u>スタートアップ・エコシステム拠点形成戦略</u> ：拠点都市での、自治体、大学、民間組織によるスタートアップの創出・成長を支援

日本経済回復のための地域産業クラスターとイノベーションネットワーク・エコシステムの形成

エネルギー・GX産業立地政策に係る認識とご議論いただきたいポイント①

<産業競争力強化に資するエネルギー・GX産業立地政策に向けて①>

- 1960年代の立地政策は、国土の開発・利用という国土政策に主眼。60年代を通して、石炭から石油へのエネルギー転換と効率的な活用による基礎素材産業の育成と輸出振興という軽工業からの産業構造の転換を図った政策は、結果として太平洋ベルト地帯への産業集積につながる。その後、産業集積の偏り是正に向け、地域間の均衡ある発展が政策課題に。
- 1970年代は、国土政策の色は残りつつ、公害問題の解決が立地政策の主目的となり、環境面への配慮と社会保障の充実といった社会課題を、規制と支援を通じた産業競争力向上による解決を目指した。
- オイルショックを経た1980年代には、石油を大量に使う重工業から、自動車、エレクトロニクス、精密機械産業等の知識集約型産業の誘致・集積形成を図ったいわゆるターゲティングポリシーを推進。
- 1990年代以降は、グローバル化による産業空洞化への対処も重要な政策課題となり、地方分権や地方の特性を活かすための規制緩和、更には中小・中堅企業支援が主たる立地政策の主眼となった。
- こうした歴史を踏まえると、今般のエネルギー・GX産業立地に関する議論は、時に、エネルギーにまつわる諸課題も内包しながら、産業競争力向上を志した60年代以降の政策史からも学ぶべき点多いと考えられる。例えば、産業集積を図ることによる効率性と地域間の公平性の課題、企業の行動変容を促す規制と支援のあり方、ターゲティングポリシーが有効に機能する際の状況やその結果等、過去の政策からの示唆は多数存在する。

エネルギー・GX産業立地政策に係る認識とご議論いただきたいポイント②

＜産業競争力強化に資するエネルギー・GX産業立地政策に向けて②＞

- 足下では、国内投資回帰動向や人口減を前提としたインフラ維持可能性の低減を踏まえ、想定される産業インフラの需給ギャップ（産業インフラを必要とするユーザーサイドと、産業インフラの老朽化など供給サイドとのギャップ）の解消が重要な課題となっている。半導体など特定の分野では、インフラユーザー企業の立地誘導と一体的なインフラ整備等の施策が先行しているが、こうした課題解決に向け、日本全土を視野に入れた、土地利用調整の円滑化やタイムリーな産業インフラの整備をはじめとする産業立地政策の強化に向けた検討が進められている。
- また、現在、既存の製造拠点における燃料転換や原料転換含めた多排出産業の製造プロセスの転換や、GX実現に不可欠となる、水電解装置やペロブスカイト太陽電池等の新たな製造拠点の整備について、支援策に着手しているが、将来的により脱炭素が進展すれば、偏在性のある脱炭素電源などのクリーンエネルギーの供給とそれを必要とする産業側のニーズにギャップが生じ得る。
- こうした点を踏まえ、本日は、過去の政策史と足下での産業インフラの需給ギャップの視点も踏まえながら、クリーンエネルギーが産業立地上の重要な判断要素となるケースを念頭におきつつ、今後の産業立地政策の方向性について、次ページ以降の点を中心に、ご議論・ご意見を伺いたい。

エネルギー・GX産業立地政策に係る認識とご議論いただきたいポイント③

<産業競争力強化に資するエネルギー・GX産業立地政策に向けて③>

i 政策支援の基本的な考え方について

- 近年、アジアの近隣国の急成長や外交関係の変化、AIなどの技術革新、経済安全保障の重要性の高まり、更には現実的なトランジションの必要性への認識の高まりを踏まえた、欧米諸国における脱炭素の動向など企業の事業環境は不確実性が高まり※、事業をとりまく状況の変化が早まっている。こうした中、政府が個別具体的な産業分野や技術分野を勝ち筋として特定し、支援する難易度は格段に上昇しているのではないか。
- こうした近年の状況変化を踏まえると、GXを進める上では、①投資を加速させたい企業群や産業群についての一定のイメージは持ちつつも、政府が個別具体の産業分野や技術分野を特定しきるのではなく、②将来の競争力強化に向け、自社製品やサービスをクリーンエネルギーで創出する目標を掲げ投資を行おうとする企業を対象に、③サプライチェーン高度化や地域への裨益などを要件として、支援策を検討することとしてはどうか。

ii 政策支援の対象の考え方について

- 支援の対象としては、インクリメンタルな設備の更新投資よりも、企業の「新規投資」を優先的に支援の対象としてはどうか。その際、生産性を高めるための再編・集約など政策効果を高める観点から念頭におくべき事項は何か。
- 地域への裨益を考えた場合、日本企業のみならず、海外企業の誘致も積極的に検討を進めるべきではないか（例：TSMCの熊本進出）。その際に考慮すべき事項は何か。

※こうした状況はVUCAということばで形容される（あらゆる物事が激しく変化し、複雑かつ曖昧な様子が続いて将来の予測が難しい状態を指す言葉。Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）という4つのキーワードの頭文字で構成された造語）（出典）<https://www.recruit-ms.co.jp/glossary/dtl/0000000224/>

エネルギー・GX産業立地政策に係る認識とご議論いただきたいポイント④

<産業競争力強化に資するエネルギー・GX産業立地政策に向けて④>

iii クリーンエネルギー利用に対するインセンティブ措置について

- クリーンエネルギーの利用についての直接的なインセンティブ措置を講じることで、脱炭素電源などのクリーンエネルギーが豊富な地域への投資を誘導することも必要ではないか。その際、具体的にどのようなインセンティブ措置が企業の投資判断に有効と考えられるか。

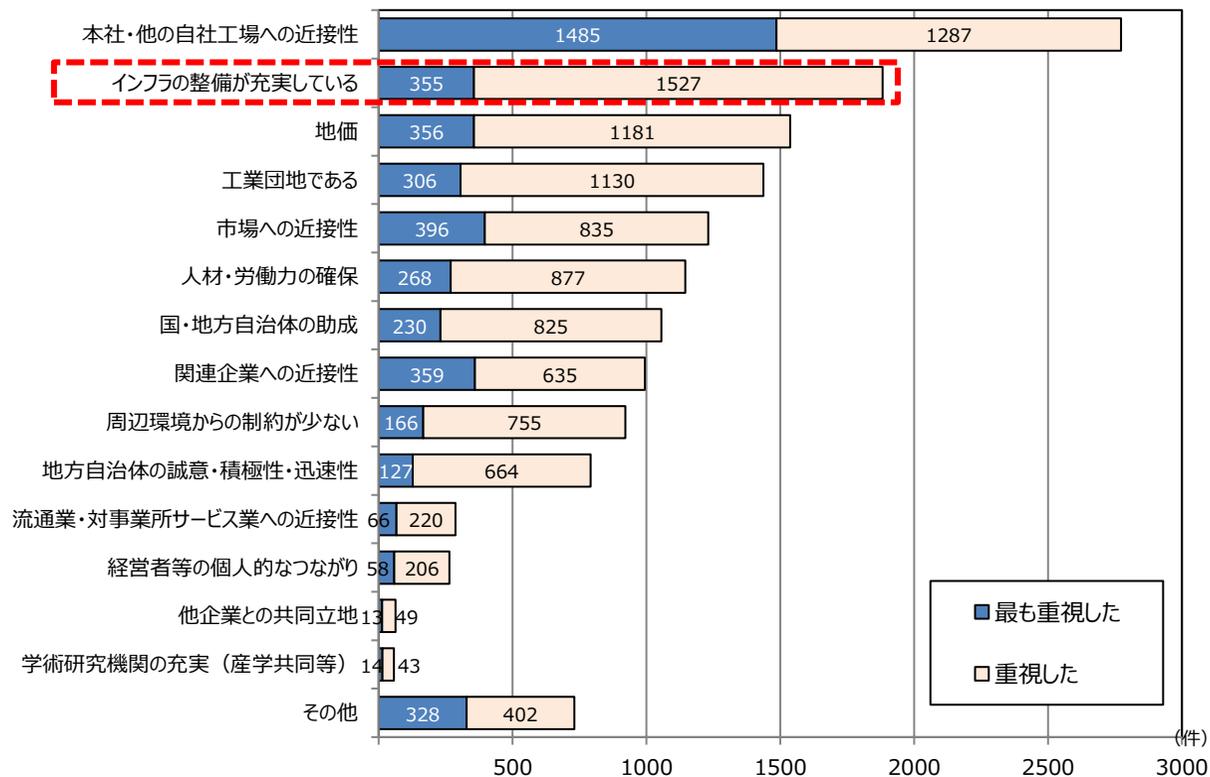
iv サプライチェーンの高度化や地域への裨益について

- サプライチェーンの高度化に向けて、GX実行会議等で示しているGXとDXの同時進展を加速させるため、DXの取組を支援の要件とすることなど、GXの外縁にある必要な施策を加速させるためどのような政策的工夫が考えられるか。
- 脱炭素電源などのクリーンエネルギー供給を整備する地域への裨益策をどのように考えるか（例：良質な雇用の創出等）。

(参考) 企業が立地を決める要因

- 企業が立地地点を選定する際には、インフラ整備の充実を重視している。産業立地を進めるためには、道路や工業用水等のインフラ整備も必要。

2013-2022年累計 立地選定理由



(出典) 経済産業省「工場立地動向調査」より経済産業省作成。

(注1) 1事業者につき、「最も重視した」は1つ、「重視した」は2つまで回答可能。工場の新設と回答した事業者のうち、製造業のみ集計。

(注2) 「原材料の入手の便」、「高速道路を利用できる」、「工業用水の確保」、「空港・港湾・鉄道等を利用できる」の回答数を、「インフラの整備が充実している」として足し合わせて集計。

- サービス・デジタル経済化が進展する主要国においても、**経済への波及効果の大きさ・経済安全保障の要請から、ものづくり産業の役割を見直す動きが顕在化**。通商ルールも駆使し、**自国内にサプライチェーンを誘導する動きも存在**。
- 資源が乏しい我が国において、1億人規模の「**食い扶持**」の確保と、資源のみならず、**経済安全保障上重要な製品等を他国に依存しないためにも、鉄鋼や化学等のGX素材から、半導体等の重要物品、グリーンエネルギー、完成車等のGX製品に至る、フルセットの「GX型サプライチェーン」を維持発展させることが必要**。
- 成長する世界市場相手に稼ぐ産業構造を目指し、例えば、**GXとDX技術の組み合わせにより、既存企業、新規企業とも、付加価値の掘り起こし・ビジネス化（イノベーション創出）を加速させ、労働生産性・資本生産性を高める**。

※特定産業に過度に依存せず、多様な産業が根を張る産業構造の方が、DXやバイオ経済、新素材など、ゲームチェンジとなる革新技术・事業を生み出しやすいと考えらえる。

【自国内でのサプライチェーン構築の動き】

【EU】

・中国製EVの輸入に対し、暫定的なアンチダンピング課税を実施（引き続き中国と協議）。

【米国】

・中国製EVに対して関税引上げを発表。
・R&D投資の多さ、国全体への生産性向上への寄与、高付加価値サービスセクターの重要顧客等として、製造業の役割を評価（ライトハイザー前USTR代表の論調）

【フランス】

・脱工業化の過去を省み、再工業化を加速するため、グリーン産業を支援する施策を発表。
・EV補助金について、カーボンフットプリント（CFP）評価を導入。（輸送に伴う排出が少ない分、域内産の方が評価が良くなる可能性）

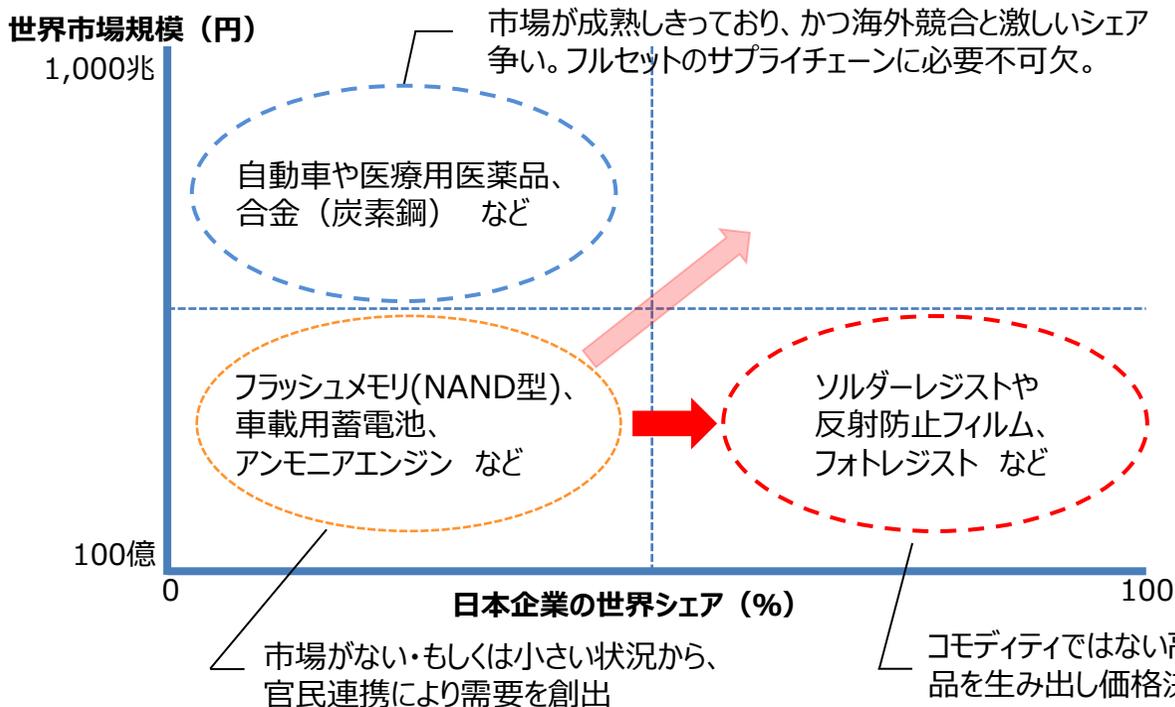
【オーストラリア】

・自国産の鉄鉱石と、水素等の豊富なグリーンエネルギーを武器に、国内への製鉄業の誘致に向けて支援を実施。

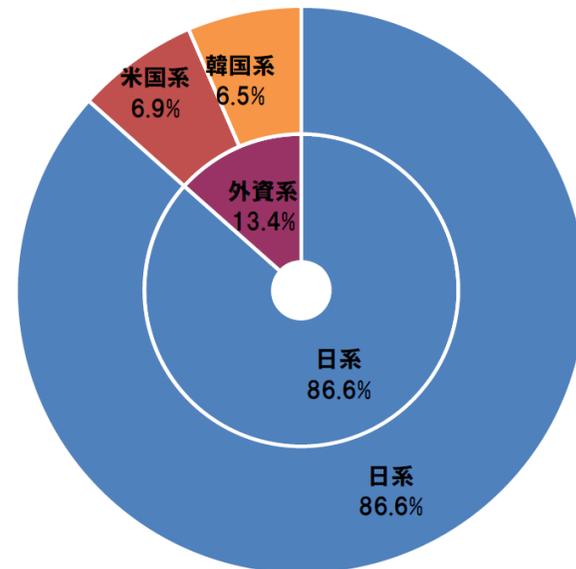
(参考) GXとDXを機会にした高付加価値化

- フルセットのサプライチェーンを一定維持するためにも、コモディティ化していく製品から、高付加価値で利益率の高い分野への移行も必要。NEDOの調査では、日本には、自動車やエレクトロニクス系部材だけではなく、世界市場における圧倒的シェアを誇り「ジャパン・インサイド」とも呼べる高機能製品や中間材が多数存在（2021年には409の製品市場で世界市場シェアは合計すると40%以上。162の製品が75%以上。例：JSR, TOKのフォトレジスト等）。
- GXとDXを機会とし、同分野での「技術リーダー」となれば、高付加価値な製品・サービスの提供を通して価格決定力をも確保し、市場シェアと利益を確保でき成長に繋がられる可能性。
- 最終的にこうした強みは、他国に対しては、日本企業が生み出した製品・サービスが必要だという依存関係を生み出し、日本の経済安全保障の向上に資する可能性もある。

主要先端製品・部材の売上高と世界シェア



フォトレジスト (ArF) の2022年度シェア



(参考) NEDO「2023年度 日系企業のITサービス、ソフトウェア及びモノの国際競争ポジションに関する情報収集」調査結果及び「シン・日本の経営 ウリケシュエ著」を元に作成

(出所) NEDO「2023年度 日系企業のITサービス、ソフトウェア及びモノの国際競争ポジションに関する情報収集」調査結果

(参考) 高度成長期 (1960年代)

- 経済成長を優先した立地政策による地域間格差の発生と再配置政策の実施 (新産法・工特法)

高度成長期における立地政策の背景

- 戦後、独立を果たした日本が経済的自立を目指したとき、①合理的な雇用水準の維持、②生活水準の向上、③国際収支の均衡の実現のために「貿易主義」と「開発主義」の2つの方針が考えられた。
- 通産省は「貿易主義」を選び、国内における資源開発とその国内利用による経済自立よりも、石油輸入の拡大と利用による基礎素材製品等の生産拡大と輸出を志向。
- 太平洋ベルト地帯への工業の偏りへの問題意識から、全国総合開発計画により地方分散への舵が切られ、新産業都市建設促進法を制定し、臨海部を中心に新産業都市15地区を制定 (太平洋ベルト地域を除外したいという思惑)。
- 新産業都市の指定に対する太平洋ベルト地帯からの反発を受け、工業整備特別地域整備促進法を制定し、工業整備特別地区6地区を制定 (太平洋ベルト地域に位置)。

新産法・工特法の成果

- 新産・工特地域において、化学、石油・石炭、鉄鋼等の基礎素材型業種の立地件数比が高くなった。

企業立地件数の動向：オイルショック以前の1964-1972年の累積

	全国	新産業都市	工業整備特別地域	新産工特対全国比
	立地件数	誘致件数	誘致件数	件数比
全業種	5,591	1,166	611	31.8%
重化学工業	2,535	472	297	30.3%
- 化学	447	139	100	53.5%
- 石油・石炭	69	20	8	40.6%
- 鉄鋼	295	63	43	35.9%
- 非鉄金属	163	35	15	30.7%
- 一般機械	603	82	55	22.7%
- 電気機械	466	71	26	20.8%
- 輸送機械	410	40	41	19.8%
- 精密機械	82	22	9	37.8%

(根岸裕孝「戦後日本の産業立地政策」表3-6より)

(参考) 新産業都市建設促進法、工業整備特別地域整備促進法

- 工業開発・発展の中核となる都市を整備し、大都市の過密・地域格差の解決を図るもの

新産法、工特法の概要

概要

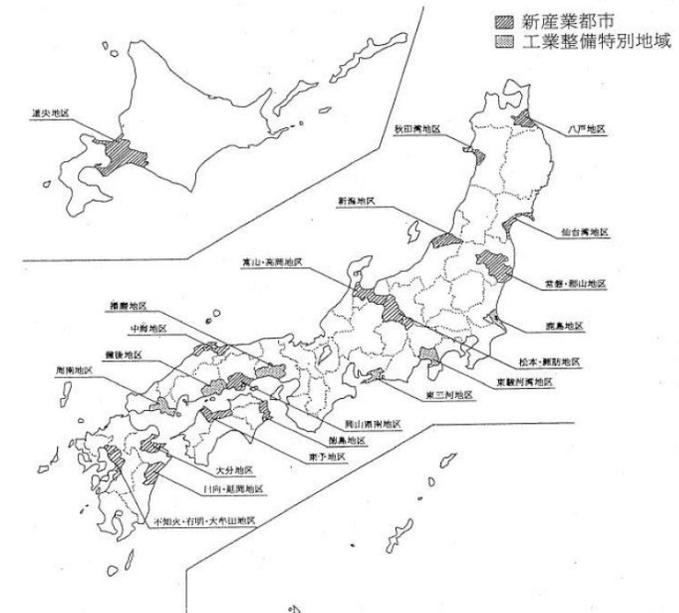
昭和37年の全国総合開発計画で打ち出された拠点開発構想を具現化するものとして創設された制度。工業発展のポテンシャルを有する地域を開発拠点として位置づけ、交通基盤、用地・用水の確保、労働力の確保のための基盤整備等を行うことにより、その地方の開発発展の中核となるべき都市を建設整備することを目標とし、このような手段を通じて、地方に工場を誘致・建設し、雇用の受け皿を確保する。

国からの支援策例

- 市町村に対する特定事業に係る国庫補助負担率のかさ上げ措置
- 道県に対する起債充当率を引き上げた新産等債の許可とこの償還の際の利子補給
- 都道府県が行う重要港湾建設事業に係る市町村負担の制限措置
- 関係地方公共団体に対する地方税の不均一課税に伴う減収補填措置
- 事業者に対する税制上の特別措置及び金融上の措置

新産業都市・工業整備特別地域の分布

新産業都市建設促進法(新産業都市)、工業整備特別地域整備促進法(工業整備特別地域)



(出典)「平成10年度 国土統計要覧」より、引用。

(参考) 高度成長期 (1970年代)

■ 日本列島改造論を起点とした工業再配置促進法の制定とその廃止

高度成長期における立地政策の背景

- 田中角栄による「日本列島改造論」は、社会問題となっている公害や地域の過密・過疎に対する解決策を具体的に示したビジョンであり、このうち産業・人口の地域偏在性の解決を担う重要な柱として工業再配置政策が存在する。
- 高成長を目指す中での「福祉と成長の好循環」を掲げ、公共政策による需要創出を通じた地方への分配促進を狙った政策である。
- 再配置政策として、「規制（工業再配置税）」と「誘導（補助金・利子補給）」の構想があったものの、強い反発により規制は見送り。誘導策として「産業再配置促進費補助金」や「工業団地造成利子補給金」を設置。
- 工業再配置促進法は、成長戦略的な側面を持つと同時に、大都市の過集積地域から地方へ製造業を移転させることで過疎解消を狙う社会福祉的側面も持つ。

工業再配置促進法の成果

- 当初の計画目標は、1985年に移転促進地域の工場敷地面積を1974年比で30%減、誘導地域での新增設を全国比70%とするものだった。
- 1989年には目標の見直しが行われ、「新工業再配置計画」（目標年2000年）が策定された。

工業再配置計画の目標と1982年時点の比較

項目	計画			1982年時点	
年成長率	5.7~6.3%			4.50%	
工場移転目標	1985年において、移転促進地域の工場敷地面積を74年に比し、3割程度減少させる			東京23区、大阪市、名古屋市全体で25.4%減少	
誘導地域での新增設目標	1976-85年の累積で、敷地面積ベースで全国新增設の7割程度を誘導地域で行う			1976-82年累計で65.6%	
目標実現した場合の地域別工場出荷額の対全国構成比		1974年	1985年	1982年	東京23区、大阪市、名古屋市をもとに換算 誘導27道県をもとに換算
	移転促進地域	23.0%	11.0%	18.1%	
	白地地域	53.0%	59.0%	57.9%	
	誘導地域	24.0%	30.0%	24.0%	
	太平洋ベルト地域	69.0%	60.0%	67.3%	
産業基盤	工場敷地面積	15万ha	22万ha	15.7万ha	30人以上の事業所をもとに換算
	工場用水回収率	64.9%	70.0%	73.8%	

出典：通商産業省「工業統計調査」

(参考) 工場三法

- 高度経済成長、都市部の産業の過密とそれに伴う環境の悪化などの問題へ対応

工場三法の制定

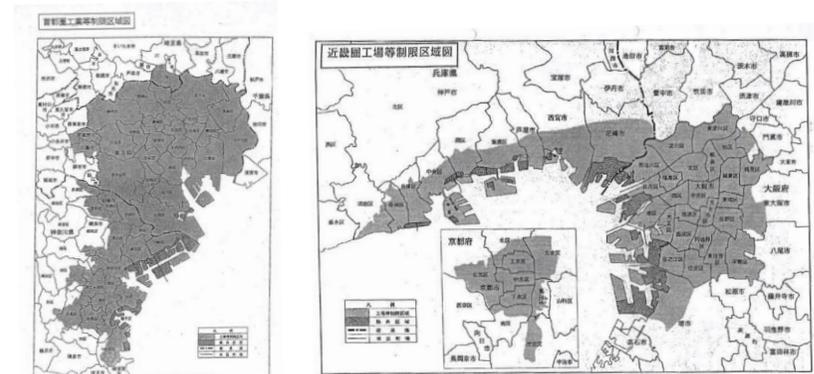
1964年	工場等制限法 (首都圏の規制都市区域における工場等の制限に関する法律 および 近畿圏の規制都市区域における工場等の制限に関する法律) 2002年廃止
1972年	工業再配置促進法 2006年廃止
1973年	工場立地法 (「工場立地の調査等に関する法律」(1959年)を改称)

工場立地法

概要	<ul style="list-style-type: none"> 工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行なわれるよう、工場立地に関する調査を実施し、準則等を公表し、勧告、命令等を行うことで、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することが目的 工場の新增設に関して下記項目に関する届出が必要 ：生産施設面積や緑地等の整備状況 等
対象	業種：製造業、電気（水力、地熱、太陽光除く）・ガス・熱供給業 規模：敷地面積9,000m ² 以上 または 建築面積3,000m ² 以上

工場等制限法

概要	<ul style="list-style-type: none"> 工場等制限法は、首都圏及び近畿圏の工場等制限区域について、工場及び大学等の新設及び増設を制限することで既成市街地及び既成都市区域への産業及び人口の過度の集中を防止し、都市環境の整備及び改善を図ることが目的 建物ごとに定められた基準面積を超える床面積を持つ作業場および教室を制限施設として、これら施設の新増設を制限する。 	
規制	首都圏	- 東京特別区、三鷹市、武蔵野市などの区域が工業等制限区域
	近畿圏	- 大阪市や尼崎市などの区域が工業等制限区域



工場等制限区域図 (左) 首都圏、(右) 近畿圏

(参考) 工業再配置促進法

■ 東京・大阪等の移住促進地域から遠隔地や構造的産業依存地域（繊維・鉱山等）への工業再配置を促進

工業再配置促進法 概要

概要	全国工業出荷額の72%が集積していた太平洋ベルト地帯への集中を緩和し、他地域との均衡を図るために国土利用を再編成
制定年	1972年
廃止年 廃止に至った経緯	2006年 ※ 企業が海外も含め工場の立地場所を選ぶ時代が変わる中、工業再配置政策の有効性が減少。
成果	工業出荷額シェアの逆転 移転促進地域（都会）（1970年：30.5%→2000年：11.6%） 誘導地域（地方）（1970年：20.5%→2000年：35.2%） ※ 工業統計表（経済産業省「新工業再配置フォローアップ調査」）より

国からの支援策例と実績

● 産業再配置促進費補助金 (移転促進地域からの工場移転あるいは誘導地域における工場の新增設が行われた場合に、地元市町村及び企業に対して交付)	- 国庫補助金交付額 1,266億円 (昭和48年度～平成14年度)
● 工業団地造成利子補給金 (誘導地域における工業団地の造成を促進するため、地方公共団体、開発公社等の地方債借入金について国が利子補給)	
● その他、移転促進のための税制 (移転先の施設や設備の加速度償却、固定資産税の減免補てん、跡地融資・買い上げ、運搬・撤去費融資)	

移転促進地域・誘導地域の分布



(参考) 構造調整期 (1980年代)

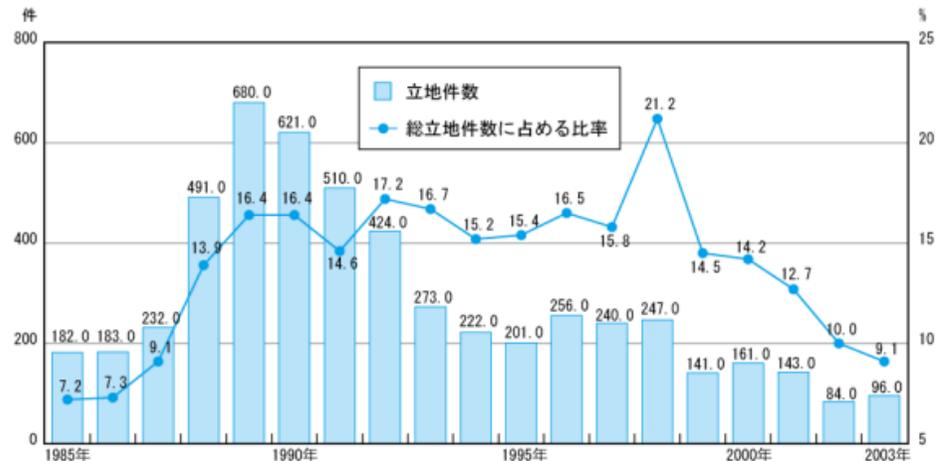
- 石油危機を転機とした産業構造転換に伴う、知識集約型産業の発展と地域展開

構造調整期における立地政策の背景

- オイルショックを転機として、重厚長大産業から半導体やエレクトロニクスへの転換が進展。産業構造の転換に伴う地域振興の行き詰まりの中、田園都市国家構想やシリコンバレーを背景に、地域圏開発モデルとしてテクノポリス政策が考えられた。
- しかし地方の財政難などで効果が十分に得られず、かつ成長しつつあったソフトな産業は大都市圏に集中していたことから、非製造業の立地促進として、頭脳立地法が制定された。
- 繊維品や鉄鋼、カラーテレビ、自動車、半導体などを日本が大量輸出したことで米国との貿易摩擦が生じた。この中、プラザ合意を契機に、ドル安円高が進行。これを踏まえて、政府は内需主導型経済構造への転換を打ち出した。
- 内需主導型を進展するべく、大都市の再開発と地方でのリゾート業・市場拡大を展開した。さらに、経済のソフト化・サービス化の進展に伴う東京一極集中の是正に向けて「地方拠点法」が成立し、都市のオフィス機能の地方分散を図った。

テクノポリス法の成果

- 構想当初は1か所を想定していたところ、最終的には26か所まで拡大された。
- 1985年以降、2003年までの間にテクノポリス地域に立地された工場は5,387件であり、同時期の総立地件数の13.9%を占める。
- 浜松市「都田テクノポリス」や熊本市「熊本テクノリサーチパーク」等が代表例



出典：日本立地センター(1999)「企業導入促進対策調査(テクノポリス・頭脳立地構想推進の歩み)」

(参考) 高度技術工業集積地域開発促進法 (テクノポリス法)

- 高度技術産業を産業基盤として根付かせるとともに、産・学・住の一体的なまちづくりを図るべく、累計26地域の計画を承認し、面的な支援策を講じた。

テクノポリス法のスキーム

要件

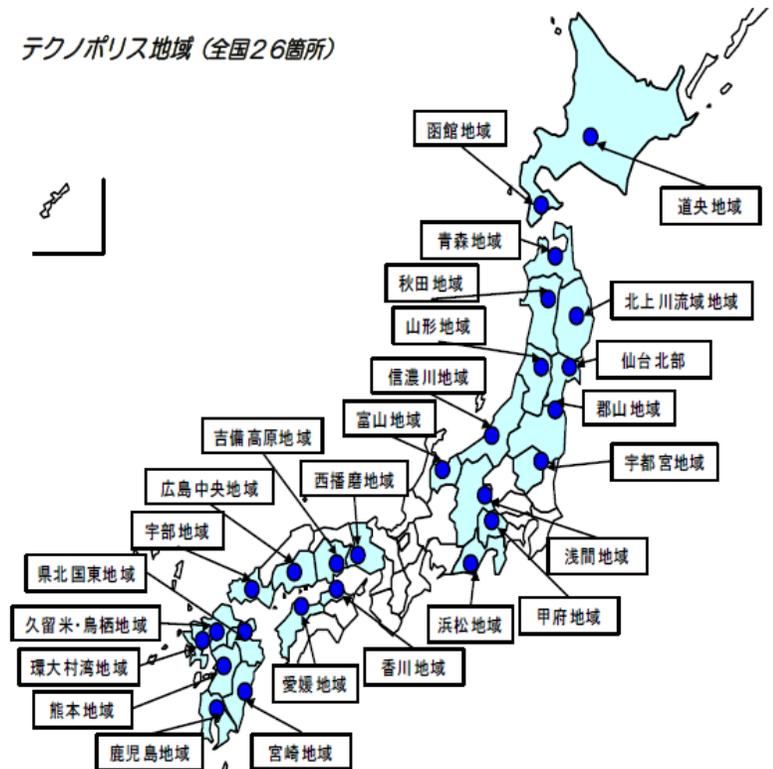
- ✓ 特定地域要件
 - ①工業集積
 - ②自然的経済的社会的条件から開発を図ることが相当(概ね半径20km以内の圏域(約13万ha))
 - ③相当数の高度技術開発企業
 - ④**工業用地、工業用水、住宅用地の確保が容易**
 - ⑤**人口15万人以上都市の近傍**
 - ⑥**工科大学教育機関・研究機関の近傍**
 - ⑦高速道路、空港の利用が容易
- ✓ 工業用地、工業用水、住宅の整備

国からの支援措置例

- テクノポリス地域に立地する企業に対する政府系金融機関の低利融資及び税制優遇措置
 - ・ 税制 (試験研究設備の固定資産税特例、特別土地保有税の非課税措置等)
 - ・ 金融 (ベンチャービジネスに対する債務保証・低利融資等)
- 国の援助 (研究開発助成等を行うテクノポリス開発機構の基金造成への補助(70億円)、住宅・道路等のインフラ施設の重点的整備等)
- 地方債起債への配慮
- 農地法等の運用上の配慮

承認開発計画地域

テクノポリス地域 (全国26箇所)



(参考) 構造改革期 (1990年代)

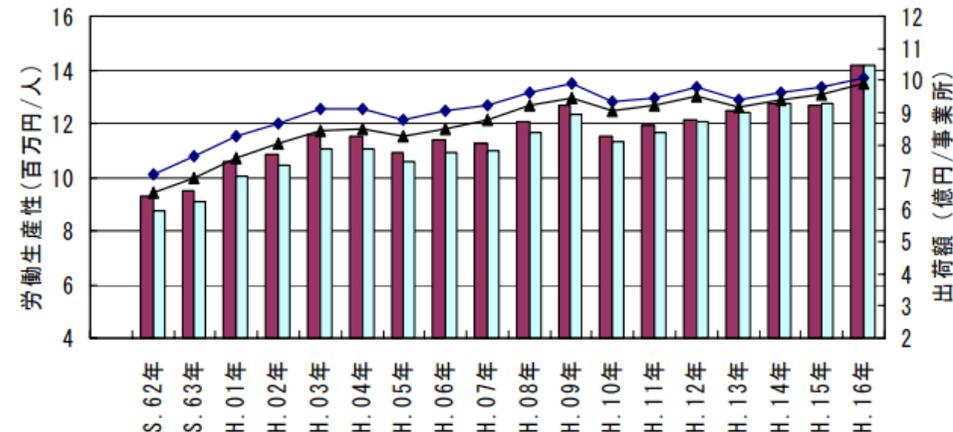
■ グローバルな産業競争力獲得のための地域産業集積と、地域産業の自律的発展に向けた地方分権の推進

構造改革期における立地政策の背景

- グローバル化に伴い海外から規制緩和・市場開放要求に対する圧力が強まったことにより、政府は1995年に「構造改革のための経済社会計画」を閣議決定。国内の割高なコスト構造是正、海外からの新規投資、新規産業による雇用創出と、政府規制の緩和・撤廃、競争政策促進を政府のメタ政策として掲げ、企業活動の自由化による経済の活性化を狙った。
- また、PorterやKrugmanらによる研究がきっかけで産業集積に対する世界的な関心が高まり、政策当局でも地域産業集積が経済のグローバルな産業競争力の源泉であるとの認識が高まった。日本の基盤技術産業の空洞化懸念から、大都市の産業集積政策やクラスター政策の展開がなされ始めた。
- これらの産業構造支援において起業推進や地域産業振興、中小企業の創造性に注目が集まった。
- 一方で、豊かさを実感できる社会づくりの中で地方公共団体が果たす役割への期待が高まり、中央集権的な行政から地方分権へ移る潮流が生まれた。

特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の成果

- 基盤的技術産業集積の活性化
: 部品・金型等を製造するものづくりの基盤となる産業集積
➡事業所数や従業員数は減少しているものの、工業出荷額や粗付加価値額が近年増加傾向。
- 特定中小企業集積の活性化
: 産地などの特定地域における中小企業集積
➡集積地域における中小企業の事業円滑化には効果があったが、実際の支援措置の活用数は少ない。また集積地域における企業数、従業員数、付加価値額は減少しており、東アジアの台頭などによる国際分業の進展が寄与している。



集積活性化計画地域における一事業所あたり出荷額および労働生産性

(参考) 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法

- 「産業空洞化」を受けて、技術の高度化や新分野への進出等を通じた産業集積を図る。

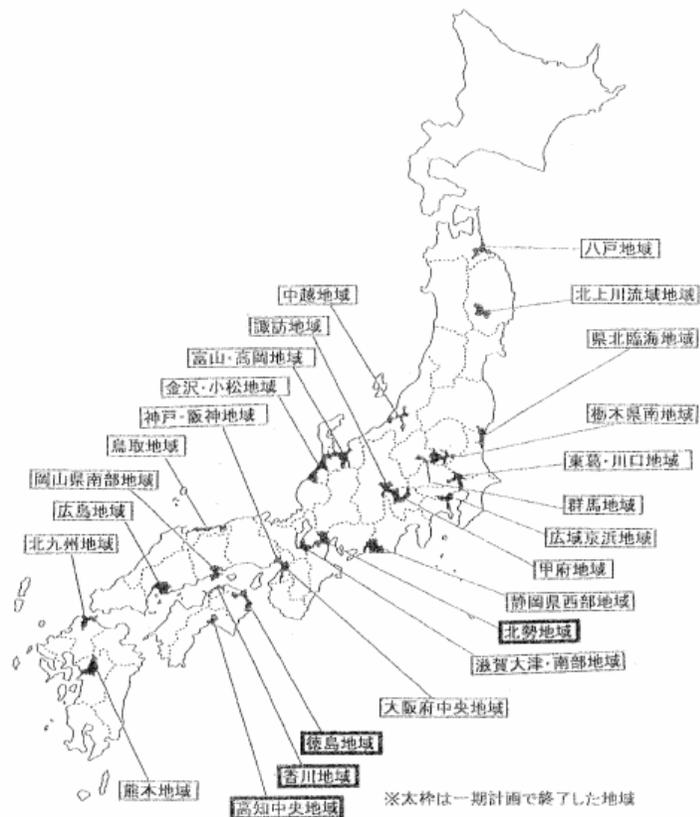
地域産業集積活性化法のスキーム

- 要件
- 都道府県が国の同意を得た「活性化計画」において定められた産業集積の地域内に立地する以下の業種の中小企業・組合が支援対象。
- 基盤的技術産業集積活性化計画
(部品・試作品等を製造業に供給するサポーターインダストリーであって空洞化の影響を受ける懸念のある業種として政令で指定する業種(基盤的技術産業))
 - 特定中小企業集積活性化計画
(各産業集積毎に都道府県が指定する業種及び関連業種)

基盤的技術産業集積活性化計画同意地域

国からの支援措置例

- | | |
|-----------|---|
| 基盤的技術産業集積 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域活性化創造技術研究開発費補助事業(計画に従って中小企業・組合等が実施する研究開発に必要な費用の一部について都道府県から補助) ● 政府系金融機関による低利融資制度(計画に従って行う事業に必要な設備資金・長期運転資金について、特別利率で一部担保特例措置等の条件で融資が受けられる(中小企業金融公庫、日本政策投資銀行等)) ● 中小企業信用保険の特例(債務保証)(計画に従って行う事業に必要な資金について、通常保険の別枠で高填補率・低料率の保険を利用できる(都道府県信用保証協会)) |
| 特定中小企業集積 | <ul style="list-style-type: none"> ● 計画支援事業費補助事業(計画に従って中小企業・組合等が実施する新商品・技術開発、販路開拓、人材育成等の事業に必要な費用の一部について都道府県から補助) ● 政府系金融機関による低利子融資制度 ● 中小企業信用保険の特例、中小組合試験研究税制 ● その他(中小企業総合事業団高度化融資制度、中小企業投資育成株式会社法の特例、地方税の軽減等) |



(参考) 地方分権改革期 (2000年代)

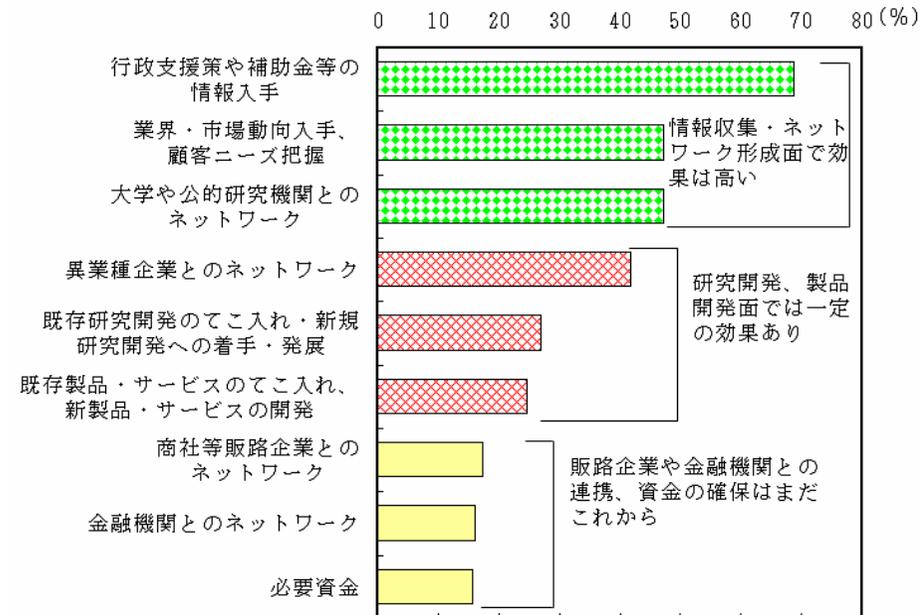
■ 地方産業の高度化による新事業・イノベーションの創出 (産業クラスター・企業立地促進法)

地方分権改革期における立地政策の背景

- 従来の日本の産業立地政策では、大都市から地方への拠点再配置による地域の産業発展を目指していた。しかし、1990年代から続くグローバル化や円高の進展に伴う産業の空洞化により、**地方への企業誘致による発展が困難となった。**
- **産業競争力の強化と地域経済の発展に寄与するために、シリコンバレーをモデルとして、全国各地に産学官連携・産産連携・異業種連携をするための広域的なネットワークを形成し、知的資源等の相互作用による地域中心のイノベーション創出を目指す産業クラスター政策を展開した。**
- **地域における産業集積の形成・活性化のために地方公共団体が行う取組を支援する目的で企業立地促進法が制定。従来の産業立地政策では対象業種が政府によって明確に定められていたものの、企業立地促進法では、地方自治体が集積業種を指定するものとなっている。**
- **また、地方分権を推進する中で、構造改革特別区域法や都市再生特別措置法といった、地域の主体性や民間主導の地域振興を目指す政策が登場した。**

産業クラスター計画の効果

情報収集・ネットワーク作りにおいて効果が出ている



(備考) 経済産業省 (2007) 「産業クラスター計画モニタリング等調査参画企業アンケート」により作成。

(参考) 日本再興期 (2010年代から現在)

- 日本経済再興のための、地域中核企業を起点とした域内外の経済成長・発展

日本経済再興期における立地政策の背景

- 2012年以降の第二次安倍政権において「アベノミクス三本の矢」のもと、東日本大震災からの復興、少子高齢化、地域の過疎化問題に焦点をあてた政策を推進した。
- 従来より地域経済を支えてきた製造業は地域における新規立地が低迷しており、非製造業は大都市に投資とビジネスが集中していた等の理由で、地域経済の好循環が実感されにくい状況にあった。
- 地域の自律的な発展と、地域の強みを生かして将来の成長が期待できる分野の需要を域内に呼び込むことを目的として、地域未来投資促進法（企業立地促進法の後継法）が制定され、製造業に限らずサービス業等の非製造業を含む幅広い事業の支援が行われることとなった。
- 2014年に「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、その後現在までで長期ビジョンや総合戦略が策定されていった。2020年の第2期総合戦略においては、従来から強い主張である東京圏への一極集中の是正のほかに、新たに「地域外からの稼ぐ力を高め、地域内経済循環の実現」という絵姿が示された。

地域経済牽引事業の促進による地域経済の成長イメージ

